

女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画

株式会社メック・デザイン・インターナショナルは女性活躍推進法の基本理念に則り次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日

2. 当社の課題

- ・育児休暇取得率は高いが、復職後、子育て等を機に女性社員が退職する傾向にある
- ・制度は整っているが、活用しきれておらず多様な働き方への理解が浸透していない

3. 目標

- ・多様な働き方を認め合う風土醸成を推進する
(女性活躍推進法・次世代法)
- ・男性の育児休業取得率を30%以上とする(次世代法)
- ・フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする(次世代法)

4. 取組内容と実施時期

取組1 利用可能な両立支援制度の周知 (女性活躍推進法)

2022年4月1日～ 利用可能な両立支援制度の資料作成・検討・周知
男女とも利用できることも周知
利用可能な両立支援制度の資料見直し

※両立…仕事と生活の調和を保つこと

取組2 マネジメント層の意識改革を目標とした研修の実施 (女性活躍推進法・次世代法)

2022年4月1日～ 研修内容の計画・検討・講師選任・研修実施
実施後の振り返り、次年度研修計画検討

取組3 メリハリのある仕事の進め方の推進 (女性活躍推進法・次世代法)

2022年4月1日～ 長時間労働が慢性化している部門へのヒアリング
数値目標の設定・改善策を検討・実施
実施後の結果を継続的にモニタリング

※取組1～3について、毎年1回見直しを行い、計画期間継続する。

以上